

【準要保護児童生徒の認定に係る所得基準額】

家族人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人以上1人増すごとに
総所得金額	1,771,000	2,350,000	2,696,000	2,910,000	3,349,000	3,894,000	465,000

※ 同居する全ての者の所得額を合算します。(純損失、特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失及び雑損失の繰越控除は所得額には含みません。)

※ 給与所得・公的年金所得の場合、税制改正の影響を考慮し、総所得額より最大10万円を控除します。